令和８年７月

大鷲小学校いじめ防止基本方針

新潟市立大鷲小学校

第Ⅰ章　いじめ防止のための基本的な考え方

１　いじめの防止

いじめは、どの児童にも起こりうることを踏まえ、いじめの問題克服のために、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点からの取組を行い、いじめを生まない環境をつくる。すべての児童に、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるよう、地域、家庭と一体となって取組を推進するための啓発も行う。

２　早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していく。そのために、定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめの被害を訴えやすい体制を整えていく。

３　いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。事案に応じて、関係機関との連携も行う。

４　地域や家庭との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すために、ＰＴＡや地域と学校が、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度を活用したりするなど、いじめの問題について地域や家庭と連携した対策を推進していく。

５　関係機関との連携

いじめ問題への対応において、必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等）と適切な連携を行っていく。

６　学校及び学校の教職員の責務

一人一人を生かす授業や教育活動の充実、さらには保護者、地域の協力体制の構築を

通して、いじめを生まない学校づくりに努める。教職員は、いじめに対して積極的、組織的に対応し、児童とともに解決を図っていく。外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関と積極的に連携を進める。

7　保護者の責務

常に児童の心情に寄り添いながらその理解に努め、児童が安心、安定して過ごせるように愛情をもって育む。

いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを児童にしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

第Ⅱ章　いじめ防止のための具体的方策

1　学校いじめ防止基本方針の策定

学校として、どのようにいじめ防止の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

策定した学校基本方針は、年度初めに、児童や保護者に対して説明するとともに学校のホームページに掲載し、誰もが常に閲覧できるようにする。

2　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 大鷲小いじめ対応ミーティング

構成メンバーは、管理職、生活指導主任、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の担任とし、事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。この組織は、いじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織とする。いじめが発生した場合は、状況の共有、調査、対処法の協議、児童への指導を迅速に進め、記録を残す。そして、全教職員が情報を共有し、学校全体でいじめの問題に取り組んでいく。

(2) 大鷲小いじめ対策委員会

いじめ防止等の課題に対し、学校内外の人材が組織的・実効的に取り組む。構成メンバーは、ＰＴＡ正副会長・学校運営協議会会長・青少年育成協議会会長・主任児童民生委員・その他学校長が必要と認める者（外部関係機関・専門家など）とする。いじめ対策委員会は、いじめの防止に関して、学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をし、いじめの相談や通報の窓口となる。重大ないじめが発生した場合には、緊急会議を開いて、いじめの情報や児童の問題行動などに係る情報の共有を行い、いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討を行う。

(3) 中学校区いじめ防止連絡協議会

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止への取組について協議する。構成メンバーは、学校運営協議会、青少年育成協議会、民

生委員・児童委員、ＰＴＡ、ＳＣ、教職員の代表がこれにあたる。委員は、連絡協議会に参加し､児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報や対策等の共有を図る。

(4) 大鷲小学校 年間の取組計画

	具　体　的　方　策
一期	・　子どもを語る会①（４月） ・　学校生活アンケート（５・７月） ・　アンケート後の教育相談（７月は全員が対象） ・　個別懇談会①（７月中旬） ※　毎週終会時の児童情報交換会
夏季休業	・　人権・同和教育研修会　（８月） ・　中学校区いじめ防止連絡協議会（８月）
二期	・　学校生活アンケート（９・１１月） ・　アンケート後の教育相談（１１月は全員が対象） ・　個別懇談会②　（１２月中旬） ※　毎週終会時の児童情報交換会 ※　新入生情報交換会（幼保こ小中）
三期	・　学校生活アンケート（２月） ・　アンケート後の教育相談 ※　毎週終会時の児童情報交換会

３　学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) 教職員の姿勢

教職員の言動が児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた児童に寄り添った言動を取るよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や周りで見ていたり、はやし立てたりする児童を容認するものに他ならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させることを十分に理解する。アンケートや教育相談において、児童自らＳＯＳを発信することは、児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、児童からの相談に迅速に対応することを徹底する。

(2) 分かる授業づくり

児童一人一人が、明確な課題意識をもって授業に臨み、協働して問題解決に取り組

む授業を組織する。児童の興味・関心を喚起する教材提示、協働して学ぶ学習形態の工夫を行う。また、ＵＤを意識した学習環境、合理的配慮を取り入れた学習指導を積極的に進める。

(3) いじめについての指導

年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを児童に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。

(4) いじめを生まない学級風土及び学校風土の構築のために

「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」実施し、道徳教育や学級活動を充実させたりしながら、学級内において適切な人間関係を醸成する。

４　いじめの未然防止

学校のすべての教育活動を通して児童の自立性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。

すべての児童に対し、「自己存在感の実感を促進」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心・安全な居場所づくり」の４つの視点から自立を促す生徒指導を推進する。また、「新潟市授業づくりサポート」を活用し、上記４つの視点を生かした授業づくりを通して児童の自己指導能力の育成に努める。

「新潟市いじめ未然防止に向けた教育プログラム」による学級活動と道徳の授業を計画的に実施し、いじめをしない・させない・無視しない力を育成する。

いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。

発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有に努める。

海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど、外国につながる児童は、言語や文化の差から学校生活に困難を抱える場合が多いことに留意する。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に関するいじめを防止するため、正しい理解の促進と配慮に努める。

経済的な理由や家庭の状況等により配慮が必要な児童について、ＳＳＷを通じて福祉関係機関と連携するなど、組織的な支援を行う。

５　いじめの早期発見

(1) 早期発見と対応

児童に積極的にかかわり、児童の一面的な理解にとどまることなく、多面的な理解に基づき、信頼関係を築くように努める。また、児童の情報収集では、職員一人の対応ではなく、複数での判断、組織での対応を徹底する。その際、市教育委員会からの「いじめ対応ガイドブック」を基に、迅速に対応する。

(2) なかまとのかかわりアンケートの実施

いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートは、いじめアンケート調査（新潟市版）により、隔月で行う。アンケートを実施する際には、学校が責任をもって受け止め、必ず対応することを実施前に児童に伝える。記入させる時は、人目を気にせず安心して記入できる環境作りに努める。

(3) アンケートの取り扱い

アンケート調査は、調査を実施した日のうちに、担任、管理職で確認し、状況を適切に把握するとともに、早期に対応すべき事案への取組が遅れないようにする。その際、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。

(4) 見えにくいいじめの早期発見

ＳＮＳなど、インターネットを通じた見えにくいいじめに対しては、児童のインターネット活用状況を調査し、インターネットによるいじめ防止のための適切な利用について、保護者とともに啓発活動を行い、情報モラルについても指導する。

６　いじめへの対処

(1) 職員がいじめを認知した場合は、その内容を所定の用紙に記録し、教頭に提出する。その後、速やかに組織で対応する。

(2) いじめの疑いに関する情報があった場合は､速やかに校内いじめ対応ミーティングを開いて、情報を迅速に共有し、解決に向けた手順と方針を決定し、全職員で共通理解を図る。なお、いじめの「疑い」であったとしても、いじめが起こったものとして対応し、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断しない。問題を先送りせず、いじめを受けた児童を守り、「安心・安全」を保障しつつ、問題の解決に向けて迅速・適切に取り組む。

(3) 管理職の指名を受けた教職員が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行い、保護者、地域住民その他から多方面に情報を収集し、整理して全体像を把握する。聞き取ったことについて、記録を残すようにする。

(4) いじめがあったことが確認された場合には、新潟市教育委員会、南区教育支援センター、教育相談センター等の関係機関と連携を密にして、被害が及んでいる児童を守り抜く姿勢を堅持して校長を筆頭に組織「いじめ対策委員会」で対応する。

(5) いじめられた児童に対しては、最後まで守るという姿勢を示し、安全を確保するとともに、児童の信頼できる人と連携し寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童の依頼で「まだ動かないでほしい」という気持ちを尊重するあまり、対応が遅れないようにする。また、当該児童の保護者に対しては、家庭訪問等によりその日のうちに迅

速に事実関係を伝え、理解、協力を得ながら解決に取り組み、経過や今後の方針も丁寧に説明する。

(6) いじめた児童の指導に当たっては、安易な謝罪で終わらせることなく、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任の重さを自覚させ、「十分な反省」を引き出す。不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。また、当該児童の保護者に対しては、家庭訪問等によりその日のうちに迅速に事実関係を伝え、理解、協力を得ながら解決に取り組み、経過や今後の方針もていねいに説明する。

(7) いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

(8) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して直ちに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

(9) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(10) 指導後、問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行うことを原則とする。わずかでも心配がある場合は、「一定程度の解消」と捉えて関係の児童への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

(11) いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、児童への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を保管する。

7　自殺につながる可能性がある場合の対応

(1) 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」（Tell 心配していることを伝える、Ask 自殺願望について尋ねる、Listen 気持ちを傾聴する、Keep safe 安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の３つの柱で、関係機関や医療機関、家庭とも連携し、チーム対応による長期のケアを行う。

(2) 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、児童の発する切実なサインとして受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。

(3) いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行う。

第Ⅲ章　重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、及び、いじめにより年間３０日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合である。また、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときも、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会を通して市長に報告する。

(3) 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合の対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

(4) 調査の目的及び調査主体

いじめの経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、調査の主体を教育委員会とする。 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会から必要な指導や適切な支援を受ける。

(5) 調査を行うための組織

事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに「いじめ対策委員会」を設け、当該重大事態の性質に応じて、弁護士や心理・福祉等の適切な専門家を加え、調査を行う。

(6) 事実関係を明らかにするための調査の実施

重大事態が発生した場合は、「事実を明確にする」ことを目的に、いつ、誰が、どのようにかかわったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。

(7) 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。